

喜多方市地域防災計画

(震災対策編)

(事故対策編)

(原子力災害対策編)

新旧対照表

令和7年3月

喜多方市防災会議

喜多方市地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

章一節	頁	現行	修正後	修正理由
1	333	<p>第5 既往の地震災害と地震発生の特性</p> <p>1 直下の地震(内陸部の断層の破壊によって発生する地震)</p> <p>(1) 活断層の分布特性</p> <p>福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部 _____ に認められており、喜多方市には、その中で会津盆地西縁部が南北に横断している。</p> <p>また、縁部ほど連なっていないが市の北部に加納断層、市の西部にある千咲原断層も南北に走っている。</p> <p>会津盆地西縁部は、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側(盆地側)に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。 _____</p>	<p>第5 既往の地震災害と地震発生の特性</p> <p>1 直下の地震(内陸部の断層の破壊によって発生する地震)</p> <p>(1) 活断層の分布特性</p> <p>福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部 <u>及び東縁部</u> に認められており、喜多方市には、その中で会津盆地西縁部が南北に横断している。</p> <p>また、縁部ほど連なっていないが市の北部に加納断層、市の西部にある千咲原断層も南北に走っている。</p> <p>会津盆地西縁部は、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側(盆地側)に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。<u>東縁部は断層がほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。</u></p>	令和5年3月福島県地域防災計画の修正による
1	335	<p>3 地震の想定</p> <p>(1) 想定地震の設定</p> <p>福島県は、平成7年度から3ヵ年を通じて、地震・津波被害想定調査を実施した。<u>地調は、地質や地盤の状況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行い、次に想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。</u> _____</p>	<p>3 地震の想定</p> <p>(1) 想定地震の設定</p> <p>福島県は、平成7年度から3ヵ年を通じて、地震・津波被害想定調査を実施した。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>その後、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、同年6月に中央会議「東北地方太平洋沖地震を教訓</u></p>	令和5年3月福島県地域防災計画の修正による

		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>※マグニチュードについて</u></p> <p><u>活断層の地震のマグニチュードは、断層の長さから気象庁マグニチュード (M_j) を算出しています。モーメントマグニチュード (M_w) は、その断層の長さを用いて震源 (波源) 断層モデルを作成して求めています。</u></p> <p><u>マグニチュード (M_j) は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効です。</u></p>	
1	336	<p>4 想定地震別の地震被害発生の特徴</p> <p>3の(1)において設定した想定地震が発生した _____ 場合 _____、<u>地域の _____ 特性により様々な被害が想定される。</u> _____</p> <p>(1) 会津盆地西縁断層帯 _____ 地震</p> <p><u>会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地をはじめ、猪苗代湖北岸及び西岸周辺等広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町 (旧高田地区) 北部から喜多方市南部へ至る地域を中心として、周辺市町村では最大震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されている。</u></p> <p><u>また、建物被害については、木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定され、人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回る極めて深刻な被害がもたらされると想定している。</u></p>	<p>4 想定地震別の地震被害発生の特徴</p> <p>3の(1)において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、<u>以下に示すような特性を有する地震被害が想定される。(市町村直下の地震は省略)</u></p> <p>(1) 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震</p> <p><u>ア 建物被害、人的被害</u></p> <p><u>建物被害は冬18時で揺れによって23,312棟の建物が全壊、21,325棟の建物が半壊すると見込まれる。全壊棟数の約6割が会津若松市の被害であるが、被害は会津地方にとどまらず中通り (特に県中) にも及んでいる。人的被害は冬18時で1,624人の死者、約13,904人の負傷者 (うち重傷者4,459人) の発生が見込まれる。多くが会津若松市で発生するが、喜多方市や下郷町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町でも多数の死傷者が見込まれる。</u></p> <p><u>ブロック塀等による死傷者はわずか、屋内収容物等による死者・重傷者は冬5時で84人だが、負傷者は374人発生すると想定される。</u></p> <p><u>イ 火災による被害</u></p>	令和5年3月福島県地域防災計画の修正による

想定地震ごとの被害棟数及び災害廃棄物の発生量の推計値

想定地震	被害棟数 (棟)			災害廃棄物発生量 (千t)			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
会津盆地西縁	11,033	341	863	1,290	40	70	1,400
断層帯地震							
内、喜多方市	2,851	133	216	334	15	17	366

(出典：福島県災害廃棄物処理計画)

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺には、冬期間において豪雪等の影響により交通等の都市機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火等様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれがある。

冬 18 時では、会津若松市で 71 件、猪苗代町で 12 件、喜多方市で 9 件、磐梯町で 7 件の出火が発生するなど、全県で 122 件の火災が発生（発災直後だけではなく数日後の出火も含む）する。一部は消防機関や消防団の活動により消火、あるいは自然鎮火するが、会津若松市で 58 件、猪苗代町で 10 件、喜多方市で 5 件、磐梯町で 6 件、全県で 90 件の火災が残り、延焼火災に発展する。

ウ ライフライン被害

電力は、発災直後に約 38 万人が停電の影響を受けるが、被災 1 日後には約 16 万人、被災 1 週間後に約 8 千 9 百人まで停電の影響を受ける人口は減少する。

上水道は、発災直後に約 22 万人が断水の影響を受ける。断水の影響を受ける人口は被災 1 日後には約 21 万人、被災 1 週間後に約 17 万人と減少し、被災 1 か月後に約 5 万 7 千人となるが依然として上水道の全県の復旧には期間を要する。

下水道は、発災直後に約 17 万人が機能支障の影響を受ける。機能支障の影響を受ける人口は被災 1 日後には約 14 万人、被災 1 週間後に約 8 万 5 千人と減少し、被災 1 か月後に約 1 万 7 千人となるが依然として下水道の全県の復旧には期間を要する。

都市ガスは、会津若松市が全域で供給停止となる以外は概ね被害はない。供給停止は 1 か月以上継続する。

LP ガスは、都市ガスほどの規模ではないが、会津若松市の被害箇所数が最も多く、次いで郡山市や喜多方市の被害が多くなり、被害総数としては、約 9,000 箇所と想定される。ただし、LP ガスは点検後に、利用を再開できるケースも多く、都市ガスに比べると復旧は早い。

			<p><u>通信は、会津若松市や下郷町、磐梯町、猪苗代町、湯川村などで回線がほぼ全域不通となる事態が発災直後に発生する。1日後には会津若松市や磐梯町、湯川村のほかは通信状況が大きく改善し、1週間後にはほぼ不通回線は解消する。</u></p> <p><u>エ 避難者</u></p> <p><u>冬18時発災では、被災1日後に56,588人（うち、避難所避難者は33,953人）の避難者が見込まれる。多くが会津若松市で発生するが、郡山市や喜多方市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、会津美里町でも千人を超える避難者が見込まれる。</u></p> <p><u>1週間後には停電や断水の継続によって避難者が増加し、84,765人（うち、避難所避難者は42,383人）となる。1か月後には避難所避難者は減少（17,508人）するものの、依然避難者全体では58,359人ももの県民が避難生活を余儀なくされる。</u></p>													
1	337	<p><u>(2) 会津盆地西縁断層帯評価</u></p> <p><u>平成17年2月文部科学省地震調査委員会発表（平成20年9月に評価の一部改訂）によると、会津盆地西縁断層帯の平均的な上下方向の速度は、概ね1m/千年と推定され、最新の活動は1611年（慶長16年）の会津地震であった可能性がある。活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に4～5m程度隆起した可能性がある。本断層帯の平均活動間隔は、約7,400～9,700年であった可能性がある。</u></p> <p><u>断層帯の将来の活動</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>特 性</th> <th>信頼度 (注1)</th> <th>根 拠 (注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>将来の活動時の地震の規模</td> <td>活動区間：断層帯全体で1区間</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震の規模：マグニチュード7.4程度</td> <td>△</td> <td>断層の長さから推定</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	特 性	信頼度 (注1)	根 拠 (注2)	将来の活動時の地震の規模	活動区間：断層帯全体で1区間	△			地震の規模：マグニチュード7.4程度	△	断層の長さから推定	<p>削除</p>	<p>令和5年3月福島県地域防災計画の修正による</p>
項 目	特 性	信頼度 (注1)	根 拠 (注2)													
将来の活動時の地震の規模	活動区間：断層帯全体で1区間	△														
	地震の規模：マグニチュード7.4程度	△	断層の長さから推定													

		<p>ずれの量：4～5m程度(上下成分) △ 過去の活動から推定</p> <p>注1：信頼度は、特注欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。</p> <p>◎：高い、○：中程度、△：低い</p> <p>注2：文献については、本文末尾に示す以下の文献</p> <p>文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)</p>		
2	378	<p>第1 航空災害予防対策計画</p> <p>1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>(2) 応援協力体制の整備</p> <p>イ 市及び防災関係機関は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力対策の整備」の定めにより、必要な措置を講じる。</p>	<p>第1 航空災害予防対策計画</p> <p>1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>(2) 応援協力体制の整備</p> <p>イ 市及び防災関係機関は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第3 応援協力対策の整備」の定めにより、必要な措置を講じる。</p>	適正化
3	383	<p>第1 鉄道災害予防対策</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(3) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護</p> <p>ア 市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第2章第6 節第1 消防力の強化」及び「同章第12 節医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。</p>	<p>第1 鉄道災害予防対策</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(3) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護</p> <p>ア 市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第2章第7 節第1 消防力の強化」及び「同章第12 節医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。</p>	適正化

喜多方市地域防災計画（事故対策編） 新旧対照表

章一節	頁	現行	修正後	修正理由
5	396	<p>第2 危険物等災害応急対策計画</p> <p>1 災害情報の収集伝達</p> <p>(1) 市は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。</p> <p>また、県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故____・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡する。</p>	<p>第2 危険物等災害応急対策計画</p> <p>1 災害情報の収集伝達</p> <p>(1) 市は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。</p> <p>また、県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡する。</p>	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正
5	397	<p>6 避難誘導</p> <p>(1) 危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 要配慮者対策</p> <p>市等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「一般災害対策編第3章第23節要配慮者対予防策」の定めにより、必要な措置を講じる。</p>	<p>6 避難誘導</p> <p>(1) 危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難_____指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 要配慮者対策</p> <p>市等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「一般災害対策編第3章第23節要配慮者_____対策」の定めにより、必要な措置を講じる。</p>	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正
6	388	<p>4 避難誘導</p> <p>(1) 大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じる。</p>	<p>4 避難誘導</p> <p>(1) 大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難_____指示等の必要な措置を講じる。</p>	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正
7	409	<p>4 避難誘導</p> <p>(1) 林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「一般災害対策編第3章第</p>	<p>4 避難誘導</p> <p>(1) 林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「一般災害対策編第3章第</p>	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正

	10 節避難及び避難所の設置・運営」の定めにより、地域住民等 に対し避難の <u>勧告又は</u> 指示等の必要な措置を講じる。	10 節避難及び避難所の設置・運営」の定めにより、地域住民等 に対し避難 <u> </u> 指示等の必要な措置を講じる。	
--	---	--	--

喜多方市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

章一節	頁	現行	修正後	修正理由
	412	<p>第1 総則</p> <p>1 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、廃炉作業が進められる原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、<u>県、市が</u>及び防災関係機関が<u> </u>とすべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の安全を図ることを目的とする。</p>	<p>第1 総則</p> <p>1 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、廃炉作業が進められる原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、<u> </u>市が<u>県</u>及び防災関係機関<u>と連携して</u>とすべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の安全を図ることを目的とする。</p>	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正
	412	<p>2 計画の性格</p> <p>(1) 地域防災計画との関係</p> <p>本市の地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、福島県地域防災計画を基本として、本市における具体的な計画を定めておく。</p> <p>(2) 計画の周知徹底</p> <p>市は、この計画について、広く市民に周知を図るとともに、防災関係機関に対し周知徹底を図る。</p> <p>また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。</p> <p>(3) 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第<u>40</u>条の規定に基づき、検討を加え、防災基本計画又は県の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更する。</p>	<p>2 計画の性格</p> <p>(1) 地域防災計画との関係</p> <p>本市の地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、福島県地域防災計画を基本として、本市における具体的な計画を定めておく。</p> <p>(2) 計画の周知徹底</p> <p>市は、この計画について、広く市民に周知を図るとともに、防災関係機関に対し周知徹底を図る。</p> <p>また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。</p> <p>(3) 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第<u>42</u>条の規定に基づき、検討を加え、防災基本計画又は県の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更する。</p>	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正

414	<p>4 原子力災害対策重点区域の範囲 (略)</p> <p>(1) 重点区域の範囲</p> <p>県は、重点区域を有する市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は次の通りとしている。</p> <p>原子力災害対策重点区域</p> <table border="1" data-bbox="322 443 1043 762"> <tr> <td>区域区分</td> <td>福島第一原子力発電所</td> <td>福島第二原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>予防的防護措置を準備する区域（PAZ）</td> <td>設定せず</td> <td>原子力施設から概ね半径5kmを目安に設定</td> </tr> <tr> <td>緊急防護措置を準備する区域（UPZ）</td> <td colspan="2">いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（各市町村全域）</td> </tr> </table> <p>(PAZ : Precautionary Action Zone、UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)</p>	区域区分	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	設定せず	原子力施設から概ね半径5kmを目安に設定	緊急防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（各市町村全域）		表中スペースを削除	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正
区域区分	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所										
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	設定せず	原子力施設から概ね半径5kmを目安に設定										
緊急防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（各市町村全域）											
414	<p>(2) 重点区域以外の区域への対応</p> <p>県は、重点区域以外の区域に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、健康診断の実施等の対応を行う。これらの市町村においては、住民等への情報提供、<u>他</u>市町村からの避難者の受け入れなど原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成する。</p>	<p>(2) 重点区域以外の区域への対応</p> <p>県は、重点区域以外の区域に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、健康診断の実施等の対応を行う。これらの市町村においては、住民等への情報提供、<u>関係</u>市町村からの避難者の受け入れなど原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成する。</p>	令和5年3月福島県地域防災計画の修正による									
415	<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>2 緊急時モニタリング体制の整備 (略)</p> <p>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施する</p>	<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>2 緊急時モニタリング体制の整備 (略)</p> <p>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施する</p>	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正 適正化									

	<p>とともに、緊急時モニタリングの測定の結果を OIL（空間放射線量率により避難又は一時移転を定めた基準）に基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p>そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制を整備する。</p> <p><u>(1) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</u></p>	<p>とともに、緊急時モニタリングの測定の結果を OIL（空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の測定値で表される運用上の介入レベル）に基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p>そのために、県は、国、関係地方公共団体及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制を整備する。</p> <p><u>3 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</u></p>	
416	<u>3</u> 住民等への的確な情報伝達体制の整備	<u>4</u> 住民等への的確な情報伝達体制の整備	適正化
417	<p><u>4</u> 避難収容活動の整備</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>市は、県の支援により国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を行う。なお、本市においては他市町村からの避難の受け入れについての計画を策定する。</p>	<p><u>5</u> 避難収容活動の整備</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>市は、県の支援により国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を行う。なお、本市においては他市町村からの避難の受け入れについての計画を策定する。</p> <p>また、市は福島県原子力災害広域避難計画において、いわき市及び大熊町の避難先に指定されている。</p>	適正化
418	<u>5</u> 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	<u>6</u> 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	適正化
418	<p>(1) 住民に対する知識の普及と啓発</p> <p>市は、国、県及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平常時からわかりやすい知識の普及に努める。</p> <p>ア～ケ（略）</p>	<p>(1) 住民に対する知識の普及と啓発</p> <p>市は、国、県及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平常時からわかりやすい知識の普及に努める。</p> <p>ア～ケ（略）</p>	令和5年3月福島県地域防災計画の修正による

		<p>コ 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査_____、避難手段等）</p> <p>（略）</p>	<p>コ 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査<u>及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング</u>、避難手段等）</p> <p>（略）</p>	
418	<p><u>6</u> 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備</p> <p>(1) 市民の安全確保のための対応</p> <p>本県以外で原子力災害が発生した場合、市民の安全確保を図るため、県と連携し以下の事務又は業務を行う。</p> <p>ア 原子力災害に関する情報を県等から収集する</p> <p>イ 県においては、本県への影響の有無を確認のための県境付近等における<u>放射線モニタリング</u>を実施する</p>	<p><u>7</u> 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備</p> <p>(1) 市民の安全確保のための対応</p> <p>本県以外で原子力災害が発生した場合、市民の安全確保を図るため、県と連携し以下の事務又は業務を行う。</p> <p>ア 原子力災害に関する情報を県等から収集する</p> <p>イ 県においては、本県への影響の有無を確認のための県境付近等における<u>環境放射線モニタリング</u>を実施する</p>	適正化	
419	<p>第3 原子力災害応急対策計画</p> <p>1 事故状況の把握及び連絡</p> <p>(1) 県内市町村等に対する情報提供</p> <p>県（危機管理総室）は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等と通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び<u>環境放射線モニタリング</u>_____やその他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡する。重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。</p> <p>県からの連絡を受け、市は以下の対策を実施する。</p>	<p>第3 原子力災害応急対策計画</p> <p>1 事故状況の把握及び連絡</p> <p>(1) 県内市町村等に対する情報提供</p> <p>県（危機管理総室）は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等と通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び<u>緊急時モニタリング情報</u>やその他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡する。重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。</p> <p>県からの連絡を受け、市は以下の対策を実施する。</p>	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正	
419	<p>2 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p>エ 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出し、本市においても<u>放射能</u>_____の影響がある場合</p>	<p>2 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p>エ 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出し、本市においても<u>放射性物質又は放射線</u>の影響がある場合</p>	適正化	

424	<p>5 退避及び避難</p> <p>(3) 要配慮者への配慮等</p> <p>(イ) 栄養・食生活支援の実施</p> <p>市及び避難した市町村の管理栄養士等は、糖尿病・肝臓病等の食事管理が必要な者や食物アレルギーを有する者、乳幼児及び<u> </u>び高齢者等の普通の食事を食べることのできない避難所で生活する住民等に対して栄養相談を実施して、併せて特別用途食品、調理方法等に関する相談を行う。また、避難の長期化に際しては、栄養管理に配慮した食品の提供及び支給、炊き出し等を実施する場合は、管理栄養士指導のもと、必要に応じ、関係機関・関係団体等と連携し実施する。</p>	スペースを削除	令和5年3月修正への福島県からの助言による修正
-----	--	---------	-------------------------